

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

(通 則)

1. (略)

(交付の目的)

2. (略)

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県等）

① へき地保健医療対策事業

ア～ケ (略)

コ. オンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うオンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業

(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うオンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業に対して都道府県が補助する事業

(略)

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）

①へき地保健医療対策事業の交付額は、次のアからコにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア～ケ (略)

コ オンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業

(ア) 都道府県が行う事業

a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

b aにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の

(案)

収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 都道府県が補助する事業

- a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を選定する。
- c bにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動費	1か所当たり次により算出された額の合算額 (1) オンライン診療従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 厚生労働大臣が必要と認めた場合、1日あたり3,000円を加算 (2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 (※D to P with N形式でオンライン診療を行う場合に限る。)	オンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業に必要な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 諸謝金 旅費 備品費(単価50万円未満の備品に限る。ただし、情報通信機器等経費に計上したものを除く。) 消耗品費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) 材料費(医薬品費、診療材料費) 印刷製本費 通信運搬費(情報通信機器等経費に計上したものを除く。) 光熱水料 借料及び損料(情報通信機器等経費に計上したものを除く。)

(案)

		社会保険料 雑役務費（情報通信機器等経費に計上したものを除く。） 燃料費 委託費 公課費
情報通信機器等経費	1 か所当たり次により算出された額 情報通信機器等 494,604円 × 稼動月数	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費 備品費（単価50万円未満のものに限る。） 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費（修繕料等） 委託費（上記に掲げる経費に該当するものに限る。）

(略)

5～13 (略)